

平成20年5月15日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役 内藤 裕紀
コード番号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	経営管理部長 戸谷 光久
電 話 番 号	03 - 5791 - 4555

### 定款の一部変更および会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催予定の当社第7回定時株主総会に、定款の一部変更の件、並びに会計監査人の選任について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は資本金の額が5億円を超え、会社法第328条第1項の規程により、監査役会および会計監査人の設置が義務付けられることとなりました。従いまして、第4条(機関)に「監査役会」および「会計監査人」を追加し、併せて「第5章 監査役」に所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(員数)	(員数)
第26条 当会社に監査役は <u>1名以上</u> を置く。	第26条 当会社の監査役は <u>3名以上</u> を置く。
(新 設)	<u>(常勤の監査役)</u>
	<u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u>
	<u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第 34 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## II. 会計監査人の専任

### 1. 会計監査人の選任理由

当社は平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 回定時株主総会において計算書類を承認可決いただきますと、会社法第 2 条第 6 号イに該当することになりますので、同法第 328 条第 1 項の規程により、会計監査人設置会社となり、会計監査人の監査が必要となります。

つきましては、第 7 回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を上程し、監査法人トーマツを会計監査人として選任するものであります。なお、本議案につきましては予め監査役全員の同意を得ております。

### 2. 就任予定の会計監査人の名称等

名 称： 監査法人トーマツ

事務所所在地： 東京都港区芝浦四丁目 13 番 23 号

### 3. 就任予定年月日 平成 20 年 6 月 26 日（第 7 回定時株主総会開催予定日）

以 上